

認定改革計画及び認定漁業復興計画に基づく収益性の実証等のための 試験操業取扱方針

平成20年3月24日	19水管第2893号
水産庁長官通知	
一部改正	
平成21年6月23日	21水管第314号
一部改正	
平成21年8月10日	21水管第975号
一部改正	
平成24年1月27日	23水管第2218号
一部改正	
令和2年11月27日	2水管第1586号

第1 趣旨

- (1) 我が国の漁船漁業は、漁業生産量の約7割を供給する一方、資源の悪化、魚価の低迷に加え燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず船齢構成の高齢化が加速するなど生産構造が脆弱化し、このままでは水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画に掲げる国民への水産物の安定供給の確保に支障をきたすおそれがある。こうした状況を受け、水産基本計画の見直しにおいては、将来にわたって水産物の安定供給を担う経営体に対して、省エネ・省人型の代船取得や収益性重視の経営への転換等を促す施策を集中し、国際競争力ある経営体を早急に育成・確保し、それらによって漁業生産の太宗が担われる構造を実現する必要があるとの方向性が示されているところである。このため、将来にわたる水産物の安定供給の確保の観点から国として漁船漁業の構造改革を早急に実現するため、平成19年度から官民連携による漁船漁業改革推進集中プロジェクトを実施し、収益性の向上のための総合対策を重点的に講じることにより、国際競争力ある経営体の効率的かつ効果的な育成を図ることとしている。
- (2) また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方及び関東地方太平洋側を中心とした幅広い地域で、水産業への壊滅的な被害や水産物への風評被害等が発生し、我が国漁業をとりまく環境は一変した。このため、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）においては、安定した漁業経営の実現に向け、漁船・船団の近代化・合理化の促進、経営の共同化や生産活動の協業化を進め、漁業の体質強化を図ることとされているところである。このような状況を踏まえ、漁業・養殖業復興支援事業により、震災で悪影響を受けた漁業者の経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を促進し、より厳しい経営環境の下でも、漁業や養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図ることとしている。
- (3) 本取扱方針は、漁業改革集中プロジェクトにおける認定改革計画（水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（イ）の認定改革計画をいう。以下同じ。）に基づく収益性の実証及び地域漁業復興プロジェクトにおける認定漁業復興計画（漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管

第1818号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(2)のウの認定漁業復興計画をいう。以下同じ。)に基づく事業(以下「実証等」という。)のための試験操業(以下単に「試験操業」という。)について定めるものである。なお、この試験操業は、「試験研究等の場合の非営利の確認の取扱いについて」(令和2年11月17日付け2水管第1584号水産庁長官通知)第2の1(2)に該当するものであるが、試験操業の取扱いについては、本取扱方針に定めるところによるものとする。

第2 試験操業の許可

(1) 認定改革計画に基づきもうかる漁業創設支援事業(水産業体質強化総合対策事業実施要綱第3の1の(2)のアのもうかる漁業創設支援事業をいう。)による助成を受けて行う操業若しくは認定漁業復興計画に基づきがんばる漁業復興支援事業(漁業・養殖業復興支援事業実施要綱第3の3のがんばる漁業復興支援事業をいう。)による助成を受けて行う操業又はこれらに準ずるものについては、次の各号の全てを満たす場合において、当該実証等を行う者の申請に基づき試験操業の許可をするものとする。

① 実証等を行おうとする間、実証等を行おうとする大臣許可漁業の種類と同一の漁業種類の許可について、当該許可に基づき当該漁業を営まないこと又は実証等を行おうとする大臣許可漁業の種類と同一の漁業種類に係る起業の認可に基づき当該漁業の許可を申請しないことを見合いとして、当該許可又は起業の認可と同様の操業条件の下で実証等を行うと認められること(「同様の操業条件」であることを確認するとの趣旨で、当該許可に係る許可証に以下「第6 条件」の項を設けることとする。)。ただし、実証等を行おうとする取組が外国との合弁事業に関する場合には、地域漁業管理機関の資源管理措置に従い、上記に準ずる措置の下で実証等を行うと認められること。

② 実証等を行おうとする漁船の漁獲努力量が上記①の許可又は起業の認可に係る漁獲努力量を上まわらないと認められること。ただし、実証等を行おうとする取組が外国との合弁事業に関する場合には、地域漁業管理機関の資源管理措置を損なわせるものでないと認められること。

③ 漁船の収益性回復の実証等のための操業を行う場合において、以下を満たすこと。

(i) 経営の改革により収益性の回復がなされるものであること。

(ii) 経営体としての改革がなされず、単に当該企業が本来負うべき経営リスクを軽減させるだけのものでないこと。

(iii) 将来的に収益性の改善を通じ漁船の更新を行うのに資すると認められるものであること。

具体的には、船団構成の縮減等によりコスト削減等の経営改革がなされ、収益性の向上が認められるものであること。

(2) 前項のこれに準ずるものとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

① 漁業協同組合等が行う認定改革計画に基づく改革型漁船の収益性改善の実証、漁船の収益性回復の実証、第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証又は資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証のための操業であって、事業年度の終了後に、当該操業に係る報告書(もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の7の(2)に定める実施状況報告書及び実証結果報告書と

同様のものとする。)を水産庁長官宛てに提出するもの。

- ② 漁業協同組合等が行う認定漁業復興計画に基づく新船導入による収益性改善の事業、既存船活用による収益性回復の事業又は漁業再開に向けた試験操業に取り組む漁業者による生産回復の事業のための操業であって、事業年度の終了後に、当該操業に係る報告書(がんばる漁業復興支援事業実施要領(平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知)第1の7の(2)に定める実施状況報告書及び事業報告書と同様のものとする。)を水産庁長官宛てに提出するもの。

第3 対象漁業種類

認定改革計画又は認定漁業復興計画の対象となっている漁業とする。

第4 操業区域

原則として第2の(1)の①の許可又は起業の認可に係る操業区域と同一とする。

第5 許可期間

原則として1年とする。

第6 条件

試験操業の許可には、条件として、基本的に、第2の(1)の①の許可又は起業の認可の条件、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)のうち対象となる漁業に適用される規定のほか、以下の事項を明記する。

- (1) 漁業調整その他公益上の必要性から、操業区域等に関し、水産庁長官が必要な事項を指示したときは、これに従わなければならない。
- (2) 試験操業許可指令書は、試験操業期間中船内に保持しなければならない。
- (3) 試験操業中は、別記様式第1号の旗流を掲揚しなければならない。
- (4) 試験操業の結果については、漁獲成績報告書(様式は各漁業の例による)により農林水産大臣に報告しなければならない。

第7 許可申請

本試験操業許可を受けようとする者は、別記様式第2号の試験操業に関する許可申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)による漁船の登録の謄本
- (2) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づく船舶検査証書の写し
- (3) 申請に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合にあつては、当該権利を有することを証する書面
- (4) 改革計画又は漁業復興計画の認定書の写し
- (5) 試験操業を行う間、第2の(1)の①の起業の認可又は許可を明らかにする書面及び当該許可又は起業の認可を受けている者からの同意書。ただし、実証等を行うとする取組が外国との合弁事業に関する場合には、地域漁業管理機関の加盟国の許可を明らかにする書面及び許可を受けている者からの同意書。

第8 その他

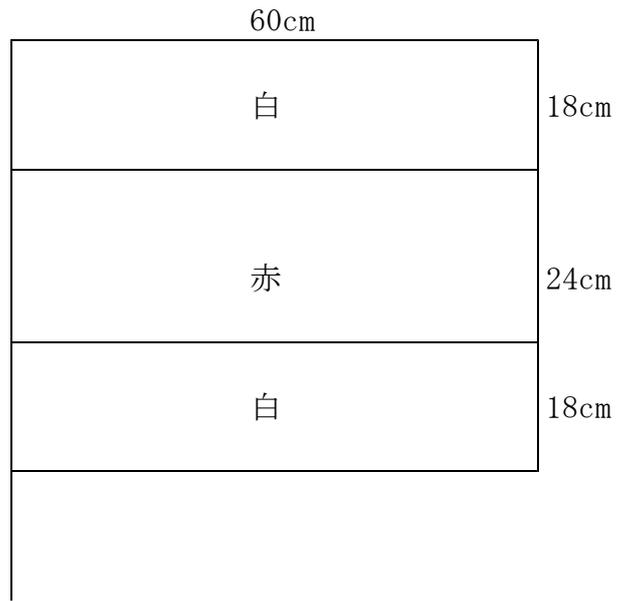
- (1) 試験操業許可内容若しくは当該許可に係る条件又は漁業関係法令若しくは漁業関係法令に基づく処分に違反した場合には、試験操業の停止又は試験操業の許可の取

消しを行うことがある。

- (2) 第2の(1)の①の起業の認可については、本試験操業の有効期間中、その延長を認めるものとする。

附 則

この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。



試験操業に関する許可申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記により、試験操業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 目的
- 2 操業しようとする漁業
 - (1) 名称
 - (2) 漁具・漁法
 - (3) 主たる対象魚類
 - (4) 根拠地及び陸揚港
 - (5) 操業区域
 - (6) 操業期間
- 3 使用する船舶
 - (1) 漁船登録番号
 - (2) 船名
 - (3) 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
 - (4) 船質
 - (5) 船舶総トン数
 - (6) 電波機器等の有無及びその種類
- 4 資料整備の方法
- 5 実績があるときは、その概要及び結果
- 6 収支の見込み
- 7 その他参考となる事項

(備考)

試験操業を行うに当たり、農林水産省令の規定であって漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第2項各号に掲げる事項に関するものの適用除外の許可が必要となる場合には、申請書に「併せて、試験研究等の場合の適用除外の許可を受けたいので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第34条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。」と記載するとともに、「2 適用除外の許可を必要とする規定」の欄を設け、当該規定を記載することにより、同規則第34条の規定に基づく適用除外の許可の申請を兼ねることとする。この場合、適用除外の許可を行うに当たっては、「漁業法施行規則第34条の規定に基づく試験研究等の場合の適用除外の許可に関する事務処理要領」（令和2年11月17日付け2水管第1583号水産庁長官通知）に基づき審査するものとする。